

# 加須市大越処理区農業集落排水事業

## 募 集 要 項

平成18年7月25日

埼 玉 県 加 須 市

## 加須市大越処理区農業集落排水事業募集要項

本募集要項は、加須市大越処理区農業集落排水事業を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業として実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり配布するものである。

本募集要項に添付する業務要求水準書、事業者選定基準書及び様式集は、本募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。なお、募集要項等と、実施方針及びその質問回答書との間に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。

# 目 次

第1	特定事業の概要	1
1	事業の名称	
2	対象となる公共施設の種類	
3	公共施設の管理者の名称	
4	事業の目的	
5	事業に関係する主な法令等	
6	事業の内容	
7	事業スケジュール（予定）	
第2	民間事業者の募集及び選定等	5
1	民間事業者の募集及び選定の考え方	
2	民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	
3	民間事業者の募集手続き等	
4	参加資格要件	
5	提案の審査	
6	提出書類の取扱い	
第3	提出書類の内容	15
1	提出書類	
2	提出書類作成要領	
3	応募の無効に関する事項	
4	優先交渉権者の選定方法	
第4	優先交渉権者決定後の措置	20
1	基本協定の締結	
2	特別目的会社（SPC）の設立等	
3	事業契約の締結	
4	SPCの権利義務等に関する制限	
5	契約保証金	
6	市とSPCの責任分担	
第5	事業の実施に関する事項	23
1	業務の委託	

- 2 保険
- 3 市による事業実施の監視（モニタリング）
- 4 事業内容または契約の解釈について疑義が生じた場合の措置
- 5 募集要項等に対する問合せ先（担当窓口）

別紙1 サービス購入料の算定方法及び支払い方法説明書……………24

別紙2 モニタリング及びサービス購入料の減額等の方法説明書……………35

（別添資料）

- 資料1 業務要求水準書
- 資料2 事業者選定基準書
- 資料3 様式集
- 資料4 基本協定書（案）
- 資料5 事業契約書（案）

## 第1 特定事業の概要

### 1 事業の名称

加須市大越処理区農業集落排水事業（以下「本事業」という。）

### 2 対象となる公共施設の種類

- (1) 名 称 大越処理区農業集落排水施設
- (2) 事業区域 埼玉県加須市大字大越、大字外野及び大字上樋遣川の一部  
（以下「排水処理区域」という。）
- (3) 施設内容 排水処理区域内のし尿及び生活雑排水（以下「汚水」という。）を収集し、処理する施設（以下「農業集落排水施設」という。）
- (4) 処理計画人口 2,640人
- (5) 供用開始時期 平成22年4月（予定）

### 3 公共施設の管理者の名称

埼玉県加須市長 大橋良一

### 4 事業の目的

埼玉県加須市（以下「市」という。）は、農業用水の水質保全、農村生活環境の改善及び処理水の循環利用を図るため、排水処理区域において、平成13年度から農業集落排水施設を建設してきたが、低い進捗に止まっていた。

このような中、平成17年3月定例市議会において、当該農業集落排水施設の早期完成に関する請願が採択されるに至り、全地区を一体的かつ短期間に整備するため、平成17年度においてPFI導入可能性調査を実施した。

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、農業集落排水施設の設計・建設・維持管理・運営を一貫して民間事業者に委ねることにより、迅速、適正かつ効率的に事業を実施し、公共サービスの向上と財政負担の軽減を図ろうとするものである。

### 5 事業に関係する主な法令等

民間事業者は、本事業の実施に当たって、関係法令等を遵守しなければならない。なお、下記に示した法令等は例示的に示したものであり、下記に示した以外にも、事業を実施する上で必要なものがある場合には、それらも含むものとする。

(1) 環境保全に関する法令等

- ・環境基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・大気汚染防止法
- ・悪臭防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・再生資源再利用の促進に関する法律
- ・水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき、水質基準を定める条例（昭和46年埼玉県条例61号）
- ・化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量規制基準（平成14年埼玉県告示第1332号）

(2) 施設建設に関する法令等

- ・浄化槽法
- ・建設業法
- ・建築基準法
- ・道路法、道路法施行令、道路法施行規則
- ・河川法
- ・電気事業法、電気事業法施行令
- ・電気工事士法

(3) 施設や作業の安全に関する法令等

- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則
- ・消防法
- ・火薬類取締法
- ・道路交通法
- ・宅地造成等規制法
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（建設省通達）

## 6 事業の内容

民間事業者は、本事業の実施主体になるべきものとして、特別目的会社（Special Purpose Company。以下「SPC」という。）を設立し、農業集落排水施設の未完成部分を設計・建設するとともに、完成後に引き続き農業集落排水施設の維持

管理・運営を行う。

(1) 事業方式

本事業は、SPCがPFI法に基づき、公共施設を設計・建設した後、市に所有権を移管した上で、公共施設の維持管理・運営を実施するBTO (Build-Transfer-Operate) 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、契約日の翌日から平成37年3月31日(約19年間)までとする。

(3) 本事業の範囲

SPCは、PFI法に基づき、以下の業務を実施する。なお、業務の詳細は、「業務要求水準書」によるものとする。

ア 施設整備業務

- ① 管路施設の設計及びその関連業務
- ② 污水处理施設の設計及びその関連業務
- ③ 管路施設の建設業務
- ④ 污水处理施設の建設業務
- ⑤ 工事監理業務
- ⑥ 処理機能調整工事業務
- ⑦ 既設管路調査業務
- ⑧ 周辺家屋等影響調査業務
- ⑨ 各種申請等補助業務
- ⑩ 住民対応業務

イ 維持管理・運営業務

- ① 管路施設の維持管理業務
- ② 污水处理施設の維持管理業務
- ③ 農業集落排水施設の運営等業務

ウ 本事業の早期効果発現のための業務

排水設備設置工事等業務

エ 事業終了時の措置

維持管理・運営移管業務

(4) 業務の要求水準

「業務要求水準書」によるものとする。

(5) SPCの収入

本事業におけるSPCの収入は、上記(3)の各業務においてSPCが市に提供したサービスに対する対価として市がSPCに支払うサービス購入料である。

また、SPCは、施設を使用しようとする者(以下「受益者」という。)の排水設備(対象家屋から公共ますまでの宅内配管、水洗化設備等)の設置工事、受益者の負担軽減のための分割払い制度等を実施し、受益者から直接得られる収入を自らの収入とすることができる。

なお、サービス購入料については、別紙1「サービス購入料の算定方法及び支払い方法説明書」によるものとする。

## 7 事業スケジュール(予定)

本事業の主なスケジュール(予定)は、以下のとおりである。

平成19年	1月	事業契約締結
平成19年	1月	事業着手
平成22年	3月	農業集落排水施設完成
平成22年	4月	農業集落排水施設供用開始
平成37年	3月	事業完了



## 第2 民間事業者の募集及び選定等

### 1 民間事業者の募集及び選定の考え方

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2 民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

民間事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

① 募集要項の公表	平成18年7月25日
② 募集要項等説明会	平成18年8月 1日
③ 募集要項等に関する質問締め切り	平成18年8月23日
④ 募集要項等に関する質問回答	平成18年9月13日
⑥ 資格審査書類の受付	平成18年9月20日
⑦ 資格確認通知	平成18年10月6日
⑧ 提案書の受付	平成18年10月24日
⑨ 優先交渉権者の決定・公表	平成18年11月下旬
⑩ 基本協定締結	平成18年11月下旬
⑪ 事業契約締結	平成19年1月下旬

### 3 民間事業者の募集手続き等

#### (1) 募集要項の公表

募集要項の公表は、市のホームページにおいて行う。

#### (2) 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を次のとおり開催する。

##### ア 開催日時

平成18年8月1日（火）午後1時30分～午後3時

##### イ 開催場所

加須市役所5階 502会議室

##### ウ 参加方法

募集要項に関する説明会への参加希望者は、下記により募集要項説明会参加申込書（様式A-1）に必要事項を記入の上、e-mailで提出すること。

- ・ 申込期限 平成18年7月31日（月）正午
- ・ 申込先 加須市 上下水道部 農業集落排水課

〒347-0032

加須市花崎 2046 加須市環境浄化センター 2階

電話 : 0480-65-5432

e-mail : [noshu@city.kazo.lg.jp](mailto:noshu@city.kazo.lg.jp)

・その他 文書形式は、Microsoft-Word、Excel (Windows 版) とする。

(3) 募集要項等に関する質問受付

ア 質問の方法

質問内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書(様式A-2)に記入し、e-mail で提出すること。文書形式は、Microsoft-Word(Windows 版) とする。

イ 受付期間

平成18年8月21日(月) 午前9時から平成18年8月23日(水) 午後5時までとする。

ウ 提出先 上記(2)ウの申込先と同様。

(4) 募集要項等に関する質問への回答

募集要項等に対する質問への回答は、平成18年9月13日までに市のホームページにおいて行う。

(5) 資格審査書類の受付

本事業に応募する民間事業者(以下「応募者」という。)の代表となる企業(以下「代表企業」という。)は、次により参加資格審査関係書類(以下「資格審査書類」という。)を提出する。なお、資格審査書類については、本募集要項のほか、別添「様式集」を参照するものとする。

ア 受付日時

平成18年9月20日(水) 午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)

イ 提出方法

応募者の代表企業は、資格審査書類を担当窓口へ持参する。  
提出先 上記(2)ウの申込先と同様。

ウ 資格審査書類作成基準日

資格審査書類は、平成18年9月20日（水）現在で作成する。

(6) 資格審査結果通知の発送

応募者が公募型プロポーザルに参加するために必要な資格及び能力を有していることを確認する審査（以下「資格審査」という。）の結果については、平成18年10月6日（金）に応募者の代表企業に通知する。

(7) 提案書の受付

参加資格を得た応募者の代表企業は、次により提案書を提出する。なお、提案書については、本募集要項のほか、別添「様式集」を参照するものとする。

ア 受付日時

平成18年10月24日（火）午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）

イ 提出方法

応募者の代表企業は、提案書を担当窓口へ持参する。  
提出先 上記（2）ウの申込先と同様。

ウ 提案書作成基準日

提案書は、平成18年10月24日（火）現在で作成する。

エ 応募を辞退する場合

資格審査書類提出以降に応募者が応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式A-16）を速やかに担当窓口へ提出するものとする。提出先は上記（2）ウの申込先と同様とする。

(8) 提案審査結果通知の発送

PF1法に基づく特定事業として実施することが最もふさわしい提案を選定する審査（以下「提案審査」という。）の結果については、平成18年11月下旬に応募者の代表企業に通知する。

(9) 優先交渉権者の決定・公表

市は、提案審査の結果を踏まえ、市と本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を決定し、平成18年11月下旬に市のホームページにおいて公表する。

#### (10) 基本協定の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定後速やかに、市と事業契約を締結することに向けての義務を定めた協定（以下「基本協定」という。）を締結しなければならない。

#### (11) 事業契約の締結

SPCは、市議会の議決が得られたときは、平成19年1月に市と事業契約を締結しなければならない。

### 4 参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

応募者は、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 応募者は、複数の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとし、設計業務を行う企業、建設業務を行う企業及び維持管理・運営業務を行う企業により構成されるものとする。ただし、構成員が複数の業務を行うことを妨げない。

イ 応募者は、構成員の中から代表企業を定めることとする。

ウ 代表企業は、平成17・18年度加須市建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に土木工事業、建築工事業のどちらかの業種で格付Aとして登載されており、かつ入札参加資格審査の対象となった建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく総合評定値が1,300以上であるか、または当該参加資格者名簿に機械器具設置工事業で格付Aとして登載されていること。

エ 優先交渉権者は、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に基づく株式会社として埼玉県内に設立する。

オ SPCの発行する全ての株式は、構成員により本事業の契約期間終了時まで保有されなければならない。また、代表企業のSPCへの出資割合は50%を超え、かつ代表企業はSPCの議決権の過半数を保有しなければならないものとする。なお、構成員は、市の承諾なくして原則として株式の譲渡、担保権等の設定及びその他一切の処分を行ってはならない。

カ 応募者は、代表企業、構成員の企業名及びそれらが携わる業務を明らかにする。なお、構成員以外の企業で、本事業開始後、SPCから業務の委託を

受け、または請け負うことが予定されている者（以下「協力企業」という。）がある場合には、当該協力企業の名称及びそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

キ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員として重複して参加できないものとする。

ク 契約の締結に至らなかった応募者の構成員は、SPCの構成員になることはできないものとする。

ケ 応募者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りでない。

## （２）応募者の制限

資格審査書類提出時において、次に該当する者は応募者の構成員または協力企業になることはできない。なお、資格審査書類提出後においても構成員が次に該当することとなった場合、市は当該参加資格を取り消すことがある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定、または旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立をなしたまたは申立がなされている者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立をなしたまたは申立がなされている者。

エ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）107条の規定によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る会社法（平成17年法律第86号）施行前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づき会社の整理の申立をなし若しくは通告がなされている者。

オ 破産法（平成16年法律第75号）第18条または第19条の規定に基づき破産手続開始の申立をなしたまたは申立がなされている者。

カ 平成12年3月31日以前に、民事再生法(平成11年法律第225号)附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる和議事件に係る同法施行前の和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定に基づき和議の申立をなし若しくは通告がなされている者。

キ 建設業法に基づく営業停止処分を受けている者。

ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づく排除措置命令または課徴金納付命令(事前通知を含む。)を受けている者。

ケ 加須市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者(以下「指名停止事業者」という。)

なお、指名停止事業者から指名停止の理由となった事案の発生日以降に行われた会社分割、営業譲渡、事業譲渡、部門譲渡等により成立し、または組成された民間事業者も指名停止事業者に準じて、参加資格がない者とする。

ここで、「事案の発生日」とは、例えば、公正取引委員会の審判決定日や検察庁等への告発日等、市の指名停止措置の理由となった事案の発生日をいい、「部門譲渡」とは、会社分割、営業譲渡、事業譲渡には該当しない方法により、民間事業者の一部門または複数の部門を他の民間事業者の部門に移管することをいう。

コ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。

サ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び係る者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

ここで、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の過半数を有するか、または出資総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

なお、市がアドバイザー業務を委託している者及び係る者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者は、以下のとおりである。

- ① 社団法人地域資源循環技術センター
- ② 農林漁業金融公庫
- ③ 西村ときわ法律事務所

- シ 5、(1)に記載する審査委員会の委員が属する組織・企業及びその企業・組織と資本面若しくは人事面において関連がある者。

(3) 応募者の業務執行能力及び財務能力

応募者は、次の要件を満たすものとする。

- ア 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

具体的な要件は、以下のとおりである。

(ア) 施設整備業務

a 必要な設計または工事实績

施設区分	求める設計または工事实績
管路施設	平成8年度以降に農業集落排水事業により造成された管路施設を設計または施工した実績を有すること。 なお、類似工事として、下水道事業における管路施設または農業用パイプラインの設計・施工実績も可とする。
汚水処理施設	平成8年度以降に農業集落排水事業により造成された汚水処理施設を設計または施工した実績を有すること。

b 各施設の建設業務において必要とする建設業法第27条の23の規定による経営事項審査で示された総合評定値

施設区分	工事区分	総合評定値
管路施設	土木工事	700点以上
	土木工事	700点以上
汚水処理施設	建築工事	700点以上
	機械器具設置工事	700点以上
	電気工事	700点以上

(イ) 維持管理・運營業務

必要な維持管理業務実績

施設区分	求める維持管理業務実績
汚水処理施設	平成8年度以降に農業集落排水事業により造成された汚水処理施設の保守点検業務実績を有していること。

- イ 本事業を円滑に遂行するために必要な、安定的かつ健全な財務能力を有していること。

具体的な要件は、以下のとおりである。

(ア) 資格審査時

第2、4、(2) 応募者の制限の各条項に該当しないこと。

(イ) 提案書提出時

基礎審査に合格すること。基礎審査とは、審査委員会が提案書の内容を詳細に評価し、PFI法に基づく特定事業として実施することが最もふさわしい提案を選定する審査（以下「定量化審査」という。）を行うための前段として、主に提案書の形式が整っていることを確認する審査である。

ウ 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。

エ 建設企業は、建設業法第3条第1項の規定により、土木一式工事、建築一式工事及び管工事について特定建設業の許可を受けていること。なお、工事を実施するときは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第33条の規定に基づく浄化槽工事業の届出を行うこと。

具体的な要件は、以下のとおりである。

施設区分	工事区分	求める要件
管路施設及び 汚水処理施設	土木工事	土木一式工事に係る特定建設業の許可
	建築工事	建築一式工事に係る特定建設業の許可
	管工事	管工事に係る特定建設業の許可
	機械器具設置 工事	機械器具設置工事に係る特定建設業の許可
	電気工事	電気工事に係る特定建設業の許可

オ 維持管理企業は、浄化槽法に基づき適切な維持管理業務を遂行できる能力を有していること。

上記ア（イ）と同様。

カ その他本事業の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を遂行するに当たり必要となる各種法令に基づく資格等の取得または資格者等の配置ができること。

具体的な要件は、以下のとおりである。なお、資格者等の配置を確認する資料については、提案書類の受付時に提出すること。

(ア) 施設整備業務

a 必要な設計または工事実績

上記ア（ア）aと同様。



b 管理技術者及び照査技術者に求められる資格

業務区分	求められる要件
管路施設の設計	技術士（業務に該当する部門（※1））またはこれと同等の能力と経験を有する技術者（※2）
汚水処理施設の設計 管路施設のうち建築等設計	技術士（業務に該当する部門（※1））またはこれと同等の能力と経験を有する技術者（※2） 一級建築士

※1：「業務に該当する部門」とは、農業部門のうち農業土木若しくは農村環境、または上下水道部門のうち下水道をいう

※2：「これと同等の能力の経験を有する技術者」とは、（社）地域資源循環技術センターに登録された上級農業集落排水設計士、（社）土地改良測量設計技術協会に登録された農業土木技術管理士、または（社）建設コンサルタンツ協会に登録されたシビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）の民間資格を有する者をいう。

c 主任技術者または監理技術者に求められる資格

業務区分	求められる要件
管路施設の工事	一級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格
汚水処理施設の工事 管路施設のうち建築等工事	一級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格 一級建築施工管理技士またはこれと同等以上の資格 一級電気工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格 一級管工事施工管理技士またはこれと同等以上の資格

(イ) 維持管理・運營業務

- a 必要となる維持管理業務の実績  
上記ア（イ）と同様。

b 業務に求められる資格

施設区分	求められる要件
汚水処理施設	浄化槽管理士

## 5 提案の審査

(1) 審査委員会の設置

提案の審査は、学識経験者等からなる「加須市大越処理区農業集落排水事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。審査委員会の委員

は以下の5名である。

委員長	法政大学 経済学部教授	黒川 和美
委員（委員長職務代理）		
	関口幸男法律事務所 弁護士	関口 幸男
委員	茨城大学 農学部教授	中曽根 英雄
委員	（社）農業土木学会 専務理事	岩崎 和巳
委員	千葉県土地改良事業団体連合会事業部次長	千葉 隆一

## （2）審査方法

提案の審査方法は、別添「事業者選定基準書」によるものとする。

## （3）選定結果の公表

市は、優先交渉権者の選定を行った時は、その結果を速やかに公表する。

最終的に応募者がいない場合、または本事業をPFI法に基づく事業として実施することが適当であると客観的に評価された提案がない場合には、優先交渉権者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

なお、審査方法及び審査結果に対する異議申立等は認めない。

## （4）複数の応募がない場合の取扱い

複数の応募がない場合には、事業者選定基準書を参考に、当該提案がPFI法に基づく特定事業として実施することが適当であるか否かの審査を行う。

# 6 提出書類の取扱い

## （1）募集要項等の承諾

応募者は、資格審査書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

## （2）費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

## （3）使用する言語及び単位

事業への応募に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

(4) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業において、公表及びその他必要と認めるときは、応募者と協議の上、提案書の全部または一部を使用できるものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(6) 提出書類の取扱い

提出された書類は、変更できないものとし、理由のいかんに係わらず返却しない。

(7) 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(8) 市が提示する資料の取扱い

応募者は、市が提供する資料を、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。